

四 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）</p> <p>第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>一の二 募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集</p> <p>「一の三〓五 略」</p>	<p>（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）</p> <p>第一条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>一の二 募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集</p> <p>「一の三〓五 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。